

児童虐待は社会全体でかわかり、解決していくべき問題です

お金はかかりません
児童相談所
虐待対応ダイヤル



いち はや く
189

あなたの電話で
守れる命が
あります。

※一部のIP電話からはつながりません。

- 虐待かもと思った時などに、すぐに児童相談所に通告・相談が出来る全国共通の電話番号です。
- お近くの児童相談所につながります。
- 通告・相談は、匿名で行うこともでき、通告・相談をした人や、内容に関する秘密は守られます。
- 子ども自身も相談(通告)することができます。

「児童相談所
虐待対応ダイヤル」
189 とは

189 にかけると
どうなるの？

189
へ電話



相談窓口
が話を聞き



関係機関
が連携して対応



相談を受けた児童相談所・市町村は

情報収集・調査 子どもの身柄の安全確保

受理会議 緊急性の有無を判断

関係機関との連携 援助方針を決定、
子ども・親の支援体制づくり

直接相談を希望される場合は
近くの市町村、児童相談所等でも相談を受け付けています。

児童相談所	鳥取県福祉相談センター 【中央児童相談所】	鳥取市江津 318-1	Tel. 0857-23-6080 Fax.0857-21-3025
	鳥取県倉吉児童相談所	倉吉市宮川町 2丁目36	Tel. 0858-23-1141 Fax.0858-23-6367
	鳥取県米子児童相談所	米子市博労町 4丁目50	Tel. 0859-33-1471 Fax.0859-23-0621
市町村	鳥取市 【こども家庭センター】	鳥取市富安 2丁目138-4	Tel. 0857-30-8588 Fax.0857-20-0144
	米子市 【こども家庭センター】	米子市錦町 1丁目139-3 ふれあいの里1階	Tel. 0859-23-5469 Fax.0859-23-5137
	倉吉市【家庭児童相談室】	倉吉市堺町 2丁目253-1	Tel. 0858-22-8120 Fax.0858-22-8135
	境港市【家庭児童相談室】	境港市上道町 3000	Tel. 0859-47-1077 Fax.0859-47-1112
	岩美町【子ども未来課】	岩美郡岩美町 浦富675-1	Tel. 0857-73-1424 Fax.0857-73-1583
	若桜町【保健センター】	八頭郡若桜町 若桜801-5	Tel. 0858-82-2214 Fax.0858-82-0134
	智頭町【福祉課】	八頭郡智頭町 智頭1875	Tel. 0858-75-4102 Fax.0858-75-4110
	八頭町【保健課】	八頭郡八頭町 宮谷254-1	Tel. 0858-72-3566 Fax.0858-72-3565
	三朝町【町民課】	東伯郡三朝町 大瀬999-2	Tel. 0858-43-3505 Fax.0858-43-0647
	湯梨浜町【子育て支援課】	東伯郡湯梨浜町 久留19-1	Tel. 0858-35-5324 Fax.0858-35-3697

市町村	琴浦町【子育て応援課】	東伯郡琴浦町 徳万591-2	Tel. 0858-27-1333 Fax.0858-49-0000
	北栄町【教育総務課】	東伯郡北栄町 由良宿423-1	Tel. 0858-37-3224 Fax.0858-37-5339
	日吉津村【福祉保健課】	西伯郡日吉津村 日吉津872-15	Tel. 0859-27-5952 Fax.0859-27-0903
	大山町【こども課】	西伯郡大山町 御来屋467	Tel. 0859-54-5205 Fax.0859-54-5223
	南部町【子育て支援課】	西伯郡南部町 倭482	Tel. 0859-66-5525 Fax.0859-66-5523
	伯耆町【福祉課】	西伯郡伯耆町 吉長37-3	Tel. 0859-68-5534 Fax.0859-68-3866
	日南町【こども若者未来課】	日野郡日南町 生山511-5	Tel. 0859-82-1029 Fax.0859-82-1027
	日野町【健康福祉課】	日野郡日野町 根雨101	Tel. 0859-72-0334 Fax.0859-72-1484
	江府町【住民生活課】	日野郡江府町 江尾1717-1	Tel. 0859-75-3223 Fax.0859-75-2389
	子ども家庭支援センター 「希望館」	鳥取市立川町 5丁目417	Tel. 0857-27-4153 Fax.0857-27-0415
児童 家庭 支援 センター	児童家庭支援センター くわの実	倉吉市山根 583-3	Tel. 0858-24-6306 Fax.0858-24-6307
	児童家庭支援センター 米子みその	米子市上後藤 4-2-36	Tel. 0859-21-5085 Fax.0859-24-1288

問い合わせ 鳥取県家庭支援課

TEL 0857-26-7149
FAX 0857-26-6151



それ、虐待かも！

子どもや養育者の小さなサインを見逃さないで



夜遅く外にいる



大きな物音がする



表情がとぼしい



暴力的な言動



触れられるのを嫌がる



迷わず連絡！

24時間365日対応

児童相談所
虐待対応ダイヤル

おうちの近くの児童相談所につながります。

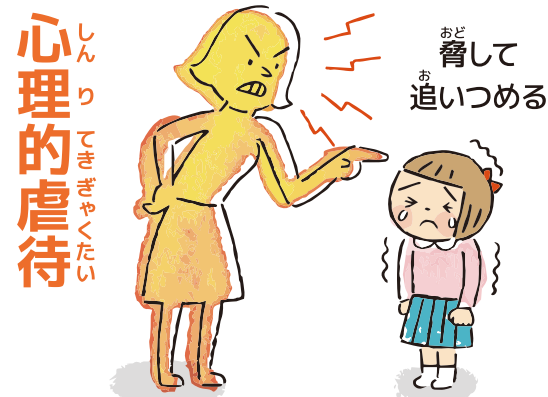
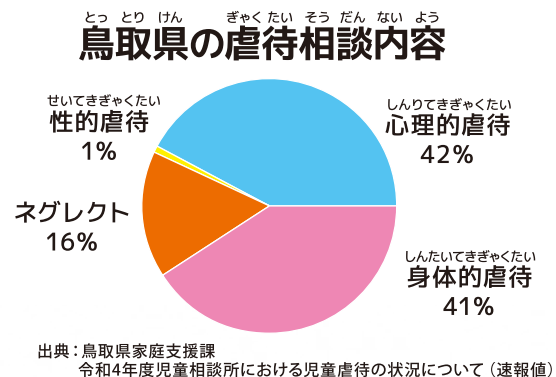
匿名可能 通話無料 秘密厳守

11月は児童虐待防止推進月間



児童虐待について知ろう

児童虐待は、保護者(親または親にかわる養育者)が、子どもの心や身体を傷つけ、子どもの健やかな発育や発達に悪い影響を与えることを指し、法律では以下の4種類に分類されています。



- 心理的虐待**
- ☐ 「生まなければよかった」など言葉の暴力
 - ☐ 無視する
 - ☐ きょうだい間の差別
 - ☐ 目の前で家族に暴力をふるう など



- 身体的虐待**
- ☐ 屋外にしめ出す
 - ☐ やけどを負わせる
 - ☐ 口を粘着テープでふさぐ
 - ☐ 溺れさせる
 - ☐ いすにしばる
 - ☐ 激しくゆさぶる など



- 性的虐待**
- ☐ 性的行為を求める
 - ☐ 性的行為を見せる
 - ☐ お風呂をのぞこうとする
 - ☐ 性器などをさわろうとする など



- ネグレクト**
- ☐ 服など不潔なままにする
 - ☐ 病院につれていかない
 - ☐ 夜になっても帰ってこない など

すべての子どもが持っている4つの権利 (子どもの権利条約の要約)

子どもは、大人の人に守られて、元気に、健康に成長することが約束されています。

生きる権利

すべての子どもの命が守られること

守られる権利

暴力を受けたり、傷つけられたり、無理やり手伝いをさせられることから守られること

育つ権利

医療、教育を受けたり、安心、安全な生活を送れたり、友達と遊んだりして成長できること

参加する権利

自由に意見や思いを言ったり、みんなで集まって話し合えること

子どもたちへ

安心して相談してください

たたかれたり
ひどいことをいわれる...

秘密を守り、あなたの安全を一番に考えます



いたい

おもいをさせられる

いやな

おもいをさせられる

かなしい

おもいをさせられる

こども
でんわ
そうだん



福祉相談センター
倉吉児童相談所
米子児童相談所

0857-29-5460
0858-22-4152
0859-33-2020

相談
LINE



保護者の方へ

「しつけ」と「体罰」は違います

「しつけ」とは

子どもの人格や才能を伸ばし、社会において自律した生活を送れるようにすることなどの目的から、子どもをサポートして社会性を育む行為です。

つい子どもに
あたってしまう...



「体罰」とは

子どもの身体に何らかの苦痛を引き起こし、または不快感を意図的にもたらす行為(罰)です。体罰は法律で禁止されています。

これらは全て体罰です

- ☐ 何度も言葉で注意したけれど言うことをきかないので頬を叩いた
- ☐ いたずらをしたので長時間正座をさせた
- ☐ 宿題をしなかったので食事を与えなかった

子育てのこと、頼れる場所があります

児童相談所 相談専用ダイヤル

通話料
無料

0120-189-783

※一部のIP電話からはつながりません。

地域の方へ

もしかして
虐待をうけているかも...



「小さなサイン」を見逃さないでください

子どものサイン	保護者・養育者のサイン
- 季節に合わない衣服や、不潔な衣服を身につけている。 - 夜遅くまで外で遊んでいたり、家に帰りがたがらない。 - 特に病気ではないのに身体的発達が著しく遅れている。 - 身体に不自然な外傷、あざ、火傷などが見られる。 - 表情が乏しい。または落ち着きがなく、乱暴である。 - 食事に対して異常な執着を示す。	- 子どものけがや傷跡の説明が不自然である。 - 小さい子どもを置いたまま、よく外出している。 - いつもイライラして、子どもに当たり散らしている。 - しつけと言って殴る、蹴るという行為が見られる。 - 子どもについて話すことがよく変わる。 - 地域や親族との交流がなく孤立している。

連絡をした人の秘密は守られます

児童福祉法及び児童虐待防止法において、すべての国民に対し、児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、速やかに、市町村(児童虐待窓口)もしくは児童相談所に通告することが義務づけられています。